

JASSO事業の現状と今後の取組み

政策企画委員会(第14回)資料
(平成24年2月10日開催)

I . JASSOの運営状況等	3
II . 奨学金貸与事業	6
III . 留学生支援事業	15
IV . 学生生活支援事業	21
V . その他の取組み	23
VI . 独立行政法人改革の動向	26

1. 長引く国内経済の停滞やデフレの進行、リーマンショック後の世界同時不況、円高による輸出産業の業績悪化等の影響から、ここ数年、国民の平均給与所得は減少傾向にある(平成22年度:4,120千円 ※¹)。また、大学卒業予定者の就職内定率は、昨年度を上回った(71.9% ※²)ものの、雇用環境は依然として厳しい状況が続いている。一方で、高等学校卒業者の大学・短期大学への進学率は過去最高(54.5% ※³)を記録し、専修学校への進学を合わせると実に7割超(70.5% ※⁴)の高等学校卒業者が高等教育機関に進学している。しかしながら、国の財政状況が厳しく、高等教育機関に対する公財政支出の増加が期待できない中、教育費の家計負担は増加の一途を辿っている。
2. また、社会、経済、文化のグローバル化が加速する中、高等教育機関は国際的な競争に晒されており、自国の学生のみならず優秀な留学生を数多く受入れるため、世界の大学はしのぎを削っている。しかしながら、今年度は、東日本大震災とその後の原発事故の影響により留学生が減少した(138,075人 対前年度比2.6%減 ※⁵)。「留学生30万人計画」を掲げる我が国にあって、この苦境をいかにして脱し、大学の魅力を国内外に発信していくか、高等教育関係機関に突きつけられている。また、海外留学についても、中国やインドが海外留学生数を大きく伸ばしているのに対し、近年、日本人留学生は減少傾向にあり、2009年は59,923人(※⁶)となった。
3. こうした背景から、平成24年度予算案においては、卒業後に一定の収入を得るまでの間、返還期限を猶予する「所得連動返還型の無利子奨学金制度」を新設すると共に、無利子奨学金新規貸与者の過去最大級の増員が図られた。また、政府が取りまとめた「グローバル人材育成推進会議 中間まとめ」(平成23年6月22日)の提言を踏まえ、世界で活躍する人材を育成するため、学生の海外派遣者数が拡充されることとなった。
4. 一方、社会保障の機能強化・機能維持のための安定財源確保と財政健全化を同時に実現するため、政府・与党が「社会保障と税の一体改革」を進めているが、その中で、国民への理解を得るため、政治改革・行政改革を実施することが消費税率引き上げの前提となっている。このようなことを背景に、昨年9月から行政刷新会議において現行の独立行政法人制度と全法人の組織の在り方について検討が行われ、昨年12月に設置された民主党行政改革調査会においても検討が行われた。これらの議論を踏まえ、本年1月20日に「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」が閣議決定された。閣議決定を踏まえ、各独立行政法人については、新たな法人制度への対応や組織そのものの抜本的な見直しが求められている。

※1 国税庁「平成22年分民間給与実態統計調査」

※2 文部科学省・厚生労働省「平成23年度大学等卒業予定者の就職内定状況調査」

※3・4 文部科学省「学校基本調査—平成23年度(速報)結果の概要—」

※5 日本学生支援機構「平成23年度外国人留学生在籍状況調査」

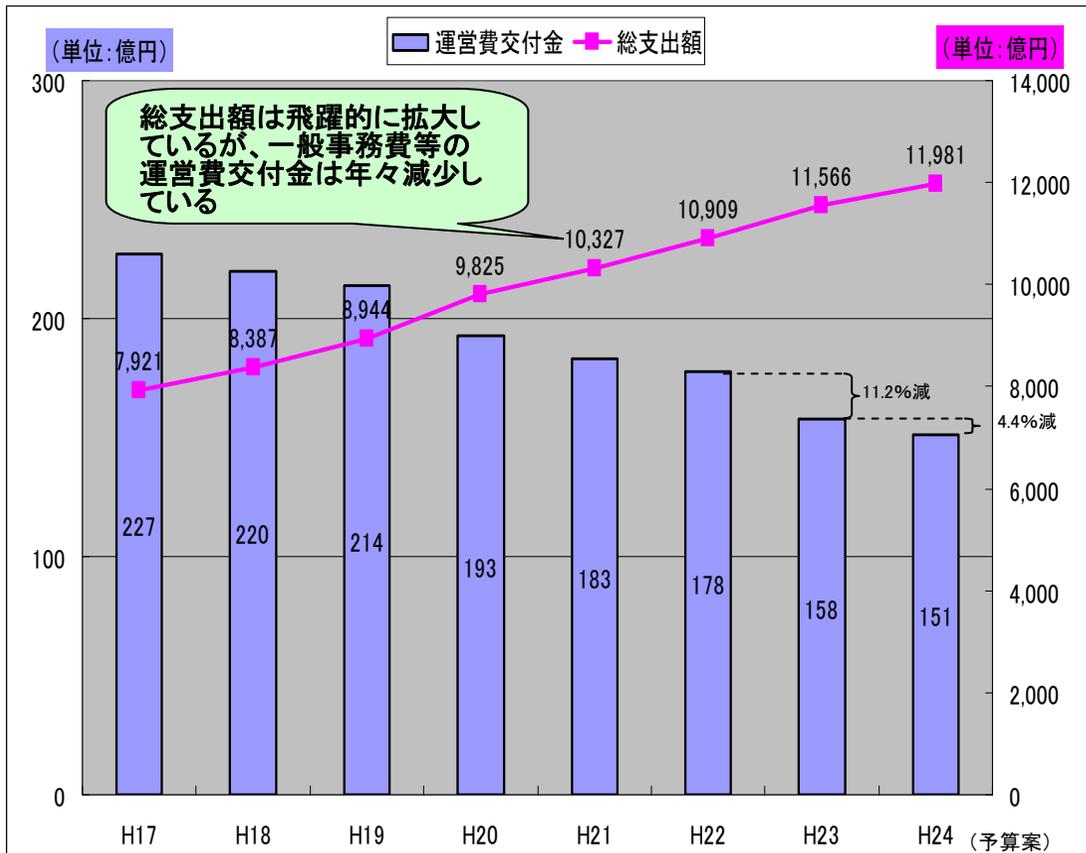
※6 ユネスコ、OECD、IIE、中国教育部、台湾教育部「2009年日本人の海外留学者数」

I . JASSOの運営状況等

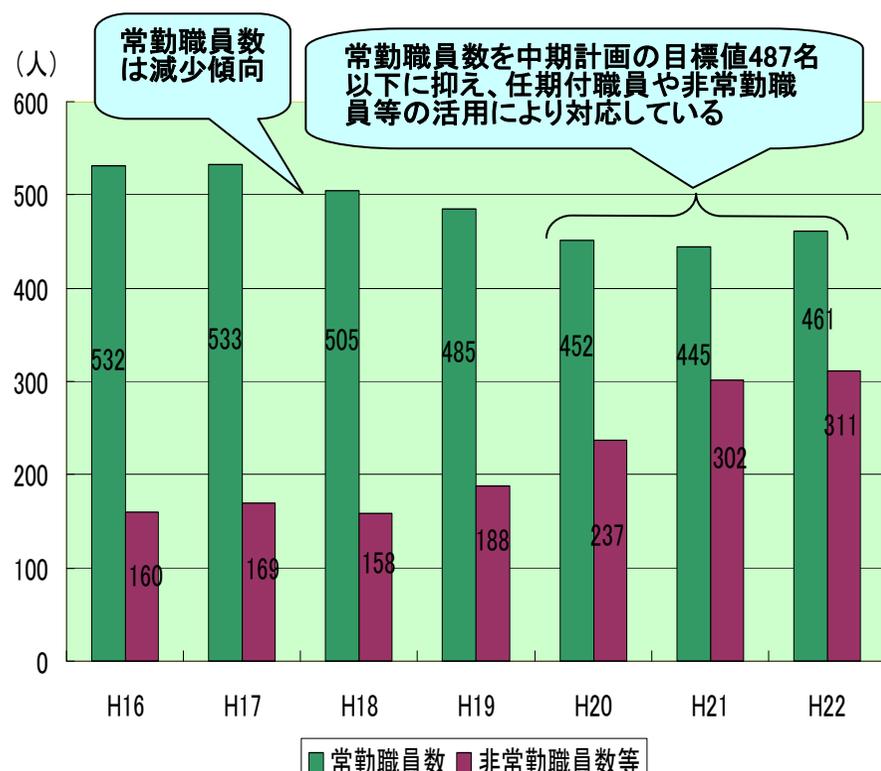
JASSOの運営状況

- 奨学金の貸与人数が飛躍的に拡大するなど事業規模が拡充するとともに、所得連動返還型奨学金や減額返還制度といった新たな制度が創設され、総支出額が増大している
- このような状況下で、運営費交付金（一般管理費、留学生・学生支援等の事業費等）は毎年減少している
- さらに効率的な運営を図るため第2期中期目標に従い職員数を削減している

【運営費交付金等の推移（平成17～24年度）】



【常勤職員数等の推移（平成16～22年度）】



※時点は各年度3月末日

予算の概要

○総支出額	1,198,142 百万円 (41,566 百万円増)
うち一般会計からの支出額	147,110 百万円 (2,891 百万円増)
うち運営費交付金	15,119 百万円 (△ 637 百万円減)
1. 日本人学生への奨学金貸与事業	1,178,973 百万円 (41,815 百万円増)
●奨学金貸与事業	1,126,315 百万円 (48,201 百万円増)
2. 留学生支援事業	13,295 百万円 (△ 240 百万円減)
○私費外国人留学生学習奨励費給付事業	6,723 百万円 (△ 489 百万円減)
●留学交流支援事業費補助金【補助金】	5,322 百万円 (950 百万円増)
3. 学生生活支援事業	79 百万円 (△ 11 百万円減)
○学生支援業務関連研修及び情報等収集提供	50 百万円 (△ 10 百万円減)
4. その他	5,796 百万円 (2 百万円増)
○人件費・一般管理費(土地借料・公租公課含む)	5,796 百万円 (2 百万円増)

注) ●は、運営費交付金対象外予算

学生が安心して学べる環境の実現

★学ぶ意欲と能力のある学生が経済的理由により学業を断念することのないよう、低所得世帯(年収300万円以下)の学生等を対象とし、奨学金の貸与を受けた本人が、卒業後に一定の収入を得るまでの間は返還期限を猶予する「**所得連動返還型の無利子奨学金制度**」を新設するなど学生支援を充実

★無利子奨学金の新規貸与者は制度創設(昭和18年)以来最大級の増員

- 大学等奨学金事業の充実
- 事業費総額1兆1,263億円(482億円増)

◇貸与人員133.9万人(6.7万人増)

- 無利子38.3万人(2.5万人増(うち新規1.5万人増))
[被災学生等0.8万人(うち新規0.65万人)を含む]
- 有利子95.6万人(4.2万人増)

世界に雄飛する人材の育成

★世界に雄飛する人材を育成するため学生の海外派遣の数を拡充

留学生短期受入れと日本人学生の海外派遣を一体とした交流事業(派遣) 21億円

- 長期派遣(1年以上) : 100人 → 200人(100人増)
- 短期派遣(3ヵ月~1年): 760人 → 2,280人(1,520人増)

Ⅱ. 奨学金貸与事業

奨学金の種類

区 分		第一種奨学金(無利息)		第二種奨学金(利息付)
		(一般)	(所得連動返還型)	
対象学種		大学・短大、高等専門学校、 大学院、専修学校専門課程 ※高校・専修学校高等課程は平成17年度入学者から都道府県へ移管	大学・短大、高等専門学校、 専修学校専門課程	大学・短大、高等専門学校(4・5年生)、大学院、 専修学校専門課程
貸与月額		学生が選択(高い月額、低い月額) ※私大・自宅外通学の高い月額の場合 64,000円 " 低い月額の場合 30,000円		学生が選択 ※大学の場合、3、5、8、10、12万円から選択
貸与基準	学力	①高校成績が3.5以上 又は ②大学成績が学部内において上位1/3以内		①平均以上の成績の学生 又は ②特定の分野において特に優秀な能力を有すると認められる学生 又は ③勉学意欲のある学生
	家計	955万円以下 ※私大・自宅通学・4人世帯で主たる家計支持者が給与所得者の場合の目安	300万円以下	1,207万円以下 ※私大・自宅通学・4人世帯で主たる家計支持者が給与所得者の場合の目安
返還方法		卒業後20年以内	機構が定める一定額の収入を得るまでの間は返還期限が猶予	卒業後20年以内の元利均等返還
返還利率・返還利息		—		上限金利3%(在学中は無利息) 19年度採用者から利率固定方式と利率見直し方式の選択制

制度の趣旨

- 全ての意志ある学生等が安心して教育を受けられる環境を整備するため、貸与時に低所得世帯(年収300万円以下)の学生等に対し、奨学金の貸与を受けた本人が、卒業後に一定の収入(年収300万円)を得るまでの間は返還期限を猶予する
- 将来の返還の不安を軽減し、予見性を持って、安心して進学(及び修学を継続)することができるようにする

➤ 社会保障と税の一体改革の一環として、将来的には、社会保障・税番号制度を活用した所得連動返還型の奨学金制度の構築に向けての第一ステップとしても位置付ける

制度の概要

- 対象: 低所得世帯(年収300万円以下)の新入学生等(大学院を除く)(※1)
 - 猶予期間: 学業修了後、本人が一定の収入(年収300万円)を得るまでの間は、返還期限を猶予(※2)
(現行では返還時「経済困難による返還猶予」の期間制限あり(最大5年間))
 - 平成24年度進学者を対象とした大学等予約採用第3回期間から受け付け開始
- (※1) 但し、在學生についても修学継続困難な場合について対象とする
(※2) 卒業後の本人所得の捕捉が必要。但し、基本的には本人からの申告であるため、正しい申告を行って貰う工夫が必要。

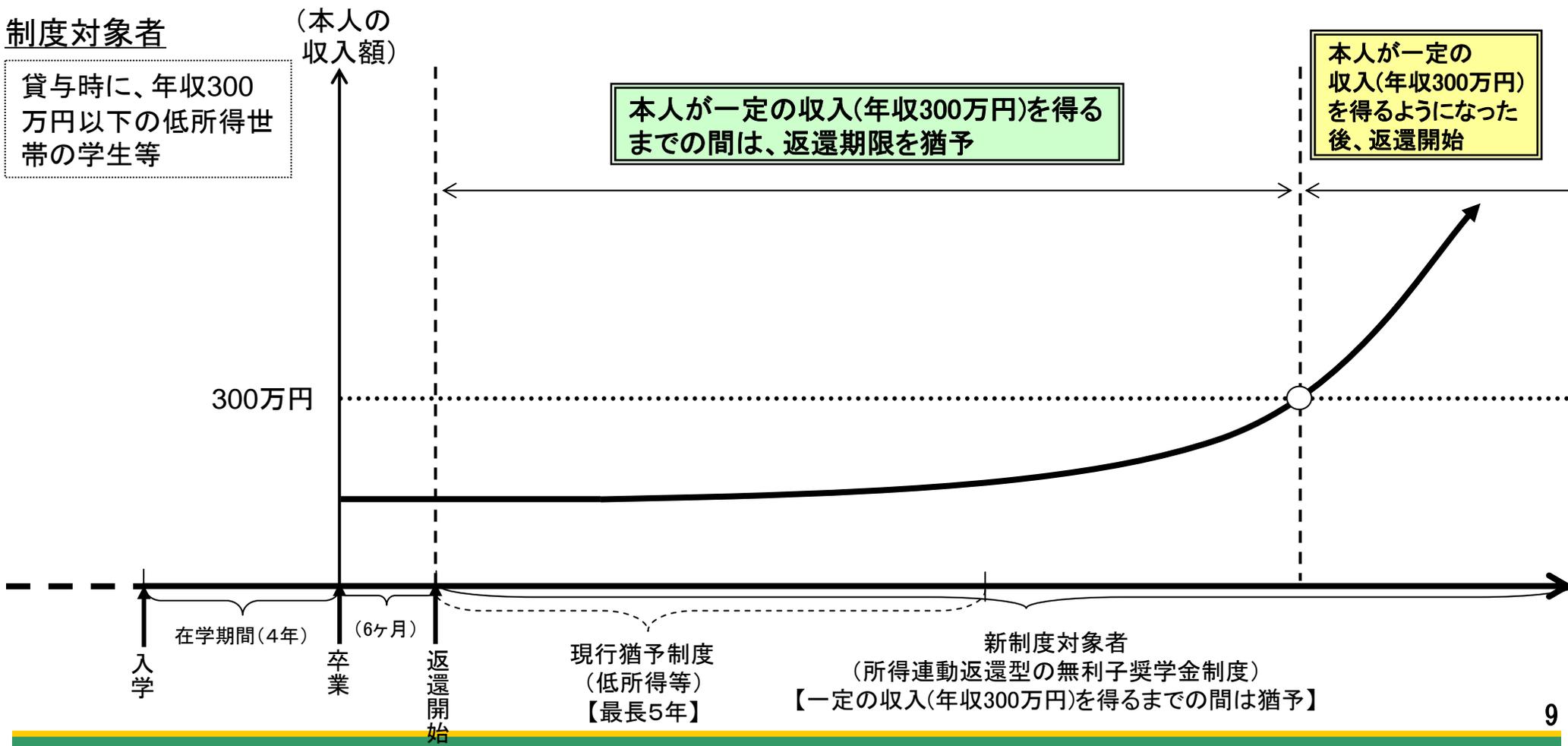


今後のスケジュール

- 平成24年1月: 各学校、都道府県教育委員会等に通知(制度の周知及び予約採用での受付)
- 平成24年2月: 学校担当者向け奨学業務連絡協議会で周知
- 平成24年4月目途、予算成立後: 運用開始(予定)

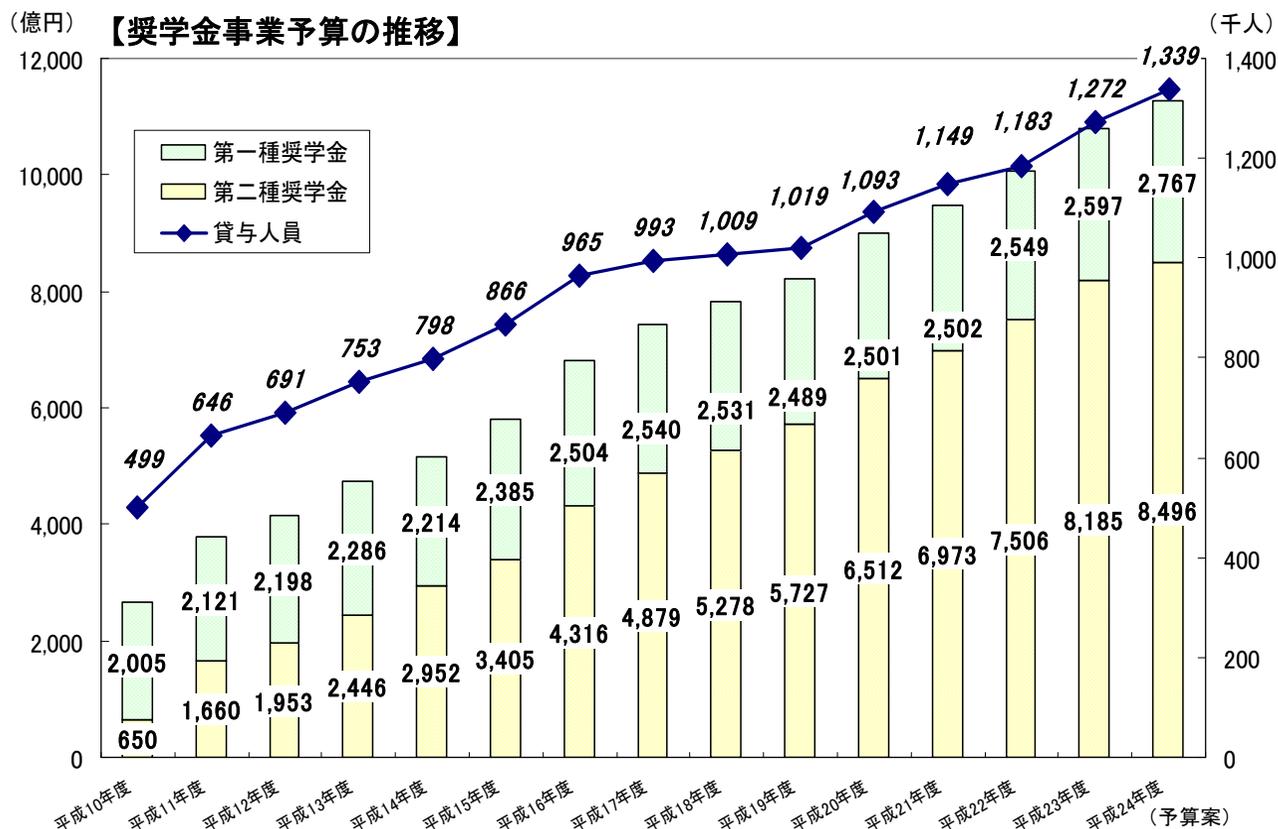
「所得連動返還型の無利子奨学金制度」のイメージ

全ての意志ある学生等が安心して教育を受けられる環境を整備するため、低所得世帯(年収300万円以下)の学生等に対し、奨学金の貸与を受けた本人が、卒業後に一定の収入(年収300万円)を得るまでの間は返還期限を猶予するものであり、これにより、将来の返還の不安を軽減し、予見性を持って、安心して修学することが可能となるようにすることを目的としたもの



貸与規模の拡大

- 第一種、第二種奨学金の当初予算額が年々拡大している。特に第二種奨学金が飛躍的に伸びている
- これに伴い貸与人員も増加の一途。直近の10年間は貸与人員が約1.6倍(平成15年度:866千人→平成24年度:1,339千人)に拡大し、大学生の約3人に1人、大学院生の約2.5人に1人の割合で貸与している



学生数に対する貸与率(22年度)

学 種	貸与率 (%)
大学	36.0
大学院	40.7
高等専門学校	12.4
専修学校 専門課程	31.4
計	35.2

(注)貸与率は22年度貸与人員(実績)÷22年度学生数(実員)

※1 上記は、日本学生支援機構(平成15年度以前は日本育英会)実施分のみであり、平成17年度より地方移管している高等学校等奨学金事業交付金分は含まない。

※2 上記は当初予算である。

検討すべき論点

- 進学前に奨学金を申し込む予約採用の方が在学採用よりも採用率が低く、採用者数も少ない
- また、在学採用は適格認定の処置（廃止、停止、警告、激励）率も高い
- より適格な人に貸与する観点から、予約採用と在学採用の比重を検討する必要があるのではないか
- ただし、予約採用の増加が学校に与える影響や在学採用枠の減による影響を検討する必要がある

【予約採用と在学採用の違い（第一種奨学金）】

	予約採用		在学採用	
申込先	高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校高等課程		大学、短期大学、高等専門学校、専修学校専門課程	
採用方法	・ 機構による一括選考		・ 各学校への内示割当 ・ 各学校による選考	
基準 (4人世帯・自宅通学)	家計	890万円以下	(国公立大学) 907万円以下 (私立大学) 955万円以下	
	学力	高校成績 3.5 以上	高校成績 3.5 以上 ※専修学校専門課程は 3.2 以上	

【適格認定による処置状況】

		(単位:%)		
		予約採用	在学採用	合計
第一種奨学金	大学	4.0	5.7	5.1
	短期大学	2.9	4.0	3.5
	専修学校専門課程	4.2	5.3	4.7
第二種奨学金	大学	7.9	10.6	9.1
	短期大学	5.2	8.6	6.0
	専修学校専門課程	7.1	8.1	7.6

(備考1) 適格認定の審査対象者に対する処置者の割合である。

(備考2) 審査対象となった者は、平成22年10月現在貸与中(満期予定者を除く)の者である。

(備考3) 処置とは、適格認定の結果が廃止、停止、警告、激励となったものをいう。

【予約採用と在学採用の状況（第一種奨学金）】

採用年度	予約採用					在学採用			予約採用と在学採用の割合 (C:E)
	適格者数 (A)	採用候補者数 (B)	採用率 (B/A)	採用者数 (C)	進学率 (C/B)	適格者数 (1年次) (D)	採用者数 (1年次) (E)	採用率 (E/D)	
	人	人		人		人	人		%
平成16年度	78,639	31,000	39.4%	26,048	84.0%	—	43,216	—	38:62
平成17年度	83,477	32,953	39.5%	27,805	84.4%	—	47,080	—	37:63
平成18年度	98,642	34,000	34.5%	28,919	85.1%	59,873	45,664	76.3%	39:61
平成19年度	114,145	34,000	29.8%	29,224	86.0%	65,002	49,934	76.8%	37:63
平成20年度	130,943	34,000	26.0%	29,373	86.4%	61,775	43,536	70.5%	40:60
平成21年度	143,771	34,000	23.6%	29,457	86.6%	63,500	51,736	81.5%	36:64
平成22年度	162,274	36,000	22.2%	30,775	85.5%	63,764	48,078	75.4%	39:61
平成23年度	180,283	38,281	21.2%	32,425	84.7%	50,205	(46,966)	(93.5%)	(41:59)
							50,205	100.0%	39:61
平成24年度	175,170	44,057	25.2%	—	—	—	—	—	—

(備考1) 平成23年度における括弧内の数字は8月採用分までの状況(追加採用を含まない)である。

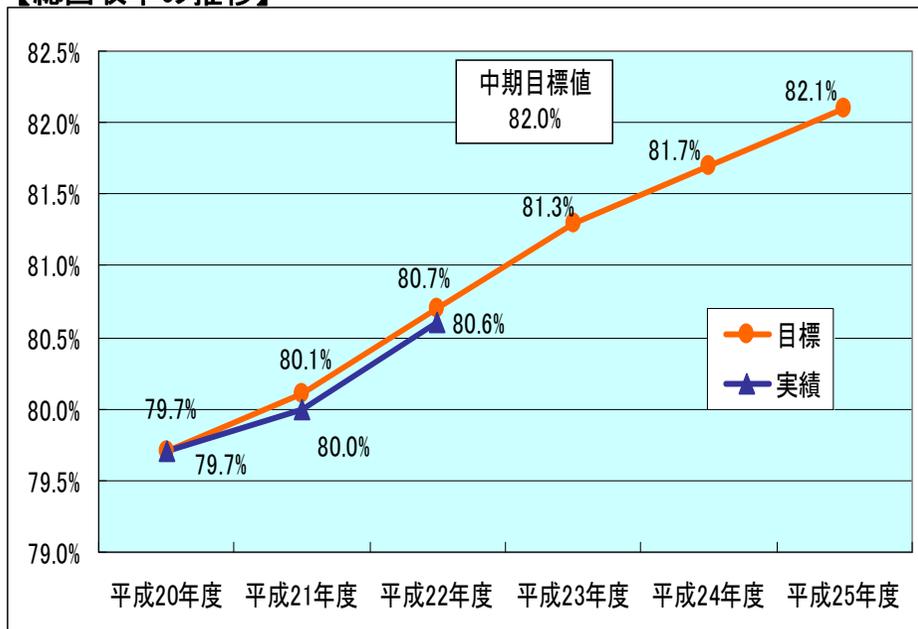
(備考2) 平成24年度は第1回の選考状況であり、第2回及び第3回は東日本大震災の被災世帯の生徒を対象として実施する。

返還金回収に係る目標及び目標達成に向けた取組

目標値と状況

- 総回収率(当該年度に返還されるべき要回収額に対する回収額の割合)を第2期中期目標期間(平成21~25年度)に82%以上にする → 回収率は年々上昇している
- 大学・大学院等に係る平成19年度末の3ヶ月以上の延滞額を平成23年度までに半減することを目指し、前年度比15%以上削減するよう努める → 年々削減はしているものの削減率が若干鈍化している

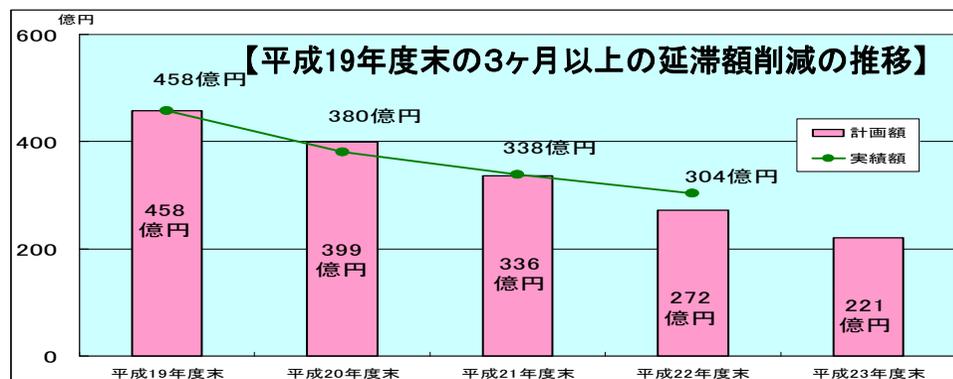
【総回収率の推移】



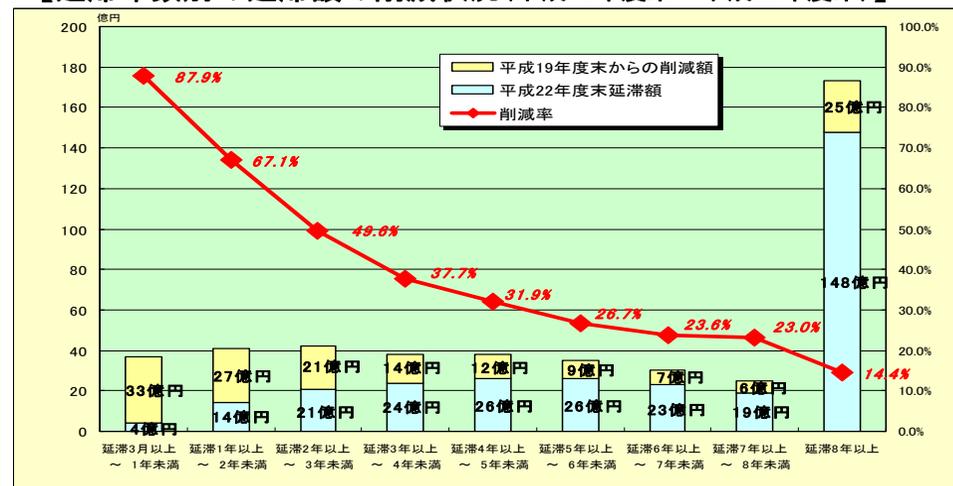
<平成23年度の現状>

- ・ 総回収率(11月次) : 51.61% (対前年同月比0.94ポイント改善)
- ・ 平成19年度末の3ヶ月以上延滞額(11月次) :
目標値「221億円以下」に対して実績額は280億円

<参考> 新規返還者の回収率(平成22年度) : 96.4%



【延滞年数別の延滞額の削減状況(平成19年度末→平成22年度末)】



平成22年度の延滞年数別回収状況

検討すべき論点

➤ 当年度の無延滞債権の回収額は99%の回収率であるのに対し、延滞未回収額が毎年蓄積し、回収率を引き下げている

① 当年度未回収額：33億円

無延滞債権
(要回収額の73.8%)

延滞債権
(要回収額の26.2%)

① 当年度要回収額 3,236億円
当年度回収額 3,202億円

回収率 99.0%

② 当年度未回収額 159億円

③ 延滞未回収額 659億円

② 当年度回収額 217億円 (57.7%)

③ 延滞回収額 113億円 (14.6%)

翌年度における延滞分
要回収額 852億円

※ ()内の数値は回収率

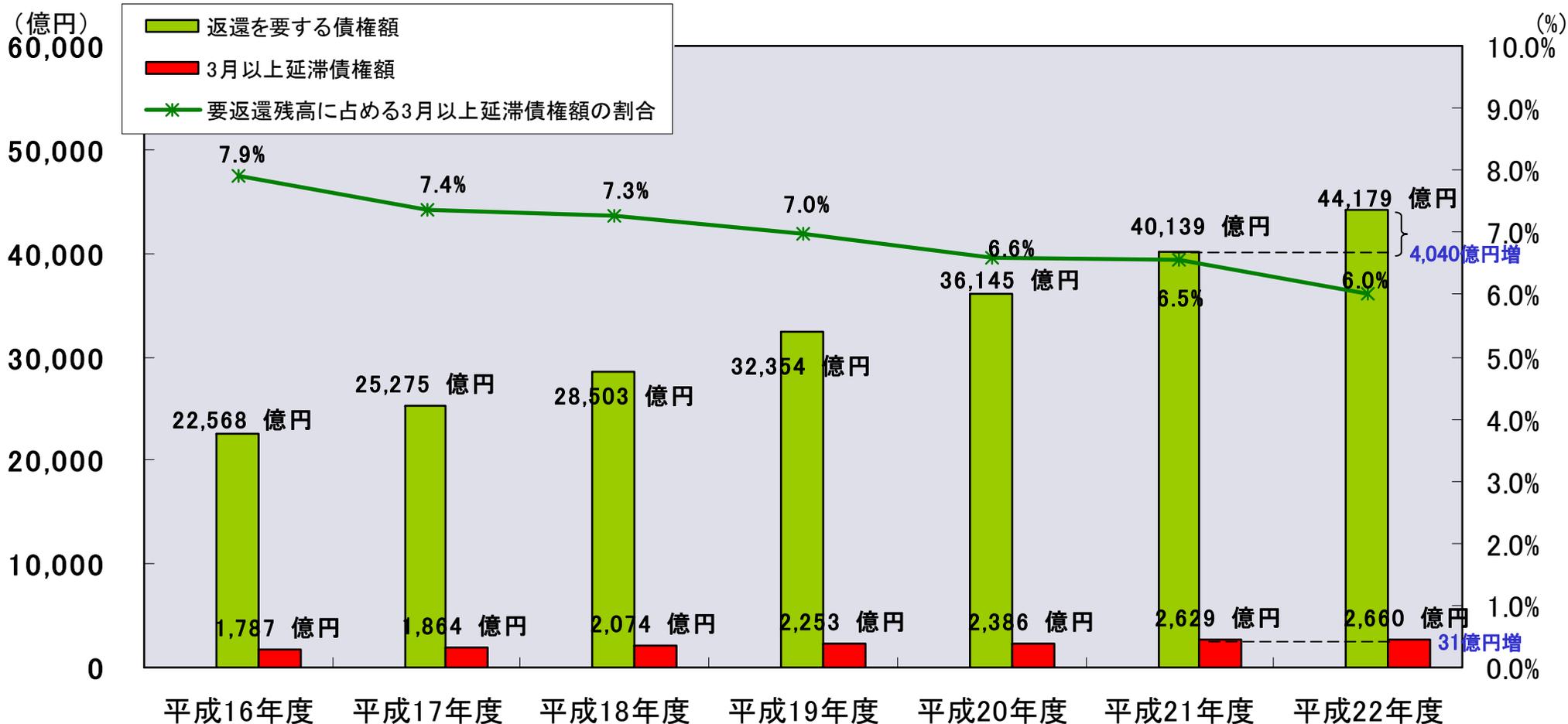
H22		要回収額	回収額	未回収額	回収率
延滞分	当年度 ①	3,236	3,202	33	99.0%
	当年度 ②	376	217	159	57.7%
	延滞 ③	772	113	659	14.6%
	計 (②+③)	1,148	330	818	28.7%
計 (①+②+③)		4,384	3,532	852	80.6%
当年度計 (①+②)		3,611	3,419	192	94.7%

- (注) 1. 区分は当該年度期首における状態である。
2. 要回収額とは、当該年度中に回収すべき額で、返還期日到来分のみ。
3. 要回収額及び回収額には、繰上返還額を含まない。
4. ()内の数値は回収率である。

要返還債権に占める3月以上延滞債権額

検討すべき論点

- 要返還債権が4,040億円増加しているにもかかわらず、3月以上の延滞債権額は31億円の増加にとどまっている（初期延滞債権に対する返還促進策が功を奏している）



Ⅲ. 留学生支援事業

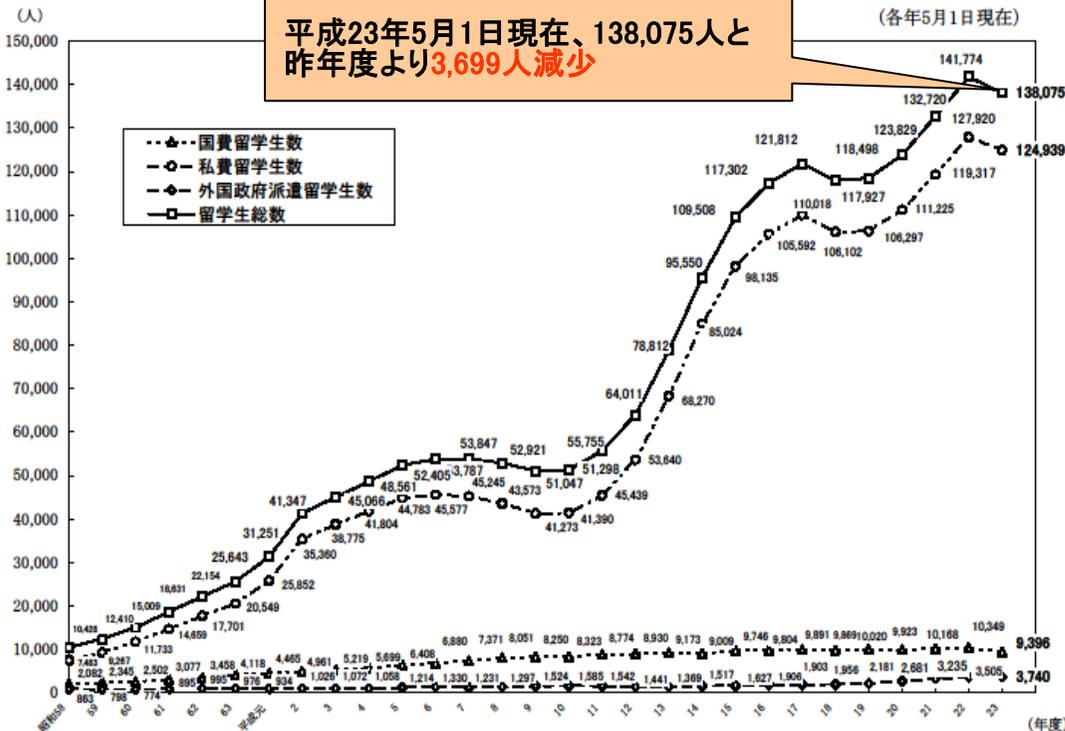
検討すべき論点

- 「新成長戦略」（平成21年6月閣議決定）においてグローバル人材の育成と高度人材の受入れ拡大が挙げられている
- 一方で、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月閣議決定）において機構の一部の留学生支援事業の廃止等、事業予算の削減がなされている
- 平成23年6月に開催したグローバル人材育成推進会議においても、「外国人留学生の受入れを促進し、戦略的な留学生交流を進める」としている

【日本で学ぶ外国人留学生数】

外国人留学生受入れの現状

平成23年5月1日現在、138,075人と
昨年度より**3,699人減少**



「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」 (平成22年12月7日閣議決定)

- 私費外国人留学生学習奨励費の見直し
 - 留学生宿舎等(国際交流会館等)の設置・運営の廃止
 - 留学情報センターの廃止
- 19, 20頁以降参照

【出身地域別留学生数】(単位:人)

地域名	留学生数		構成比	
	本年度	前年度	本年度	前年度
アジア	129,163	130,955	93.5%	92.4%
欧州	3,722	4,390	2.7%	3.1%
北米	1,742	2,706	1.3%	1.9%
アフリカ	1,136	1,203	0.8%	0.8%
中近東	1,018	981	0.7%	0.7%
中南米	886	1,035	0.6%	0.7%
オセアニア	408	504	0.3%	0.4%
計	138,075	141,774	100.0%	100.0%

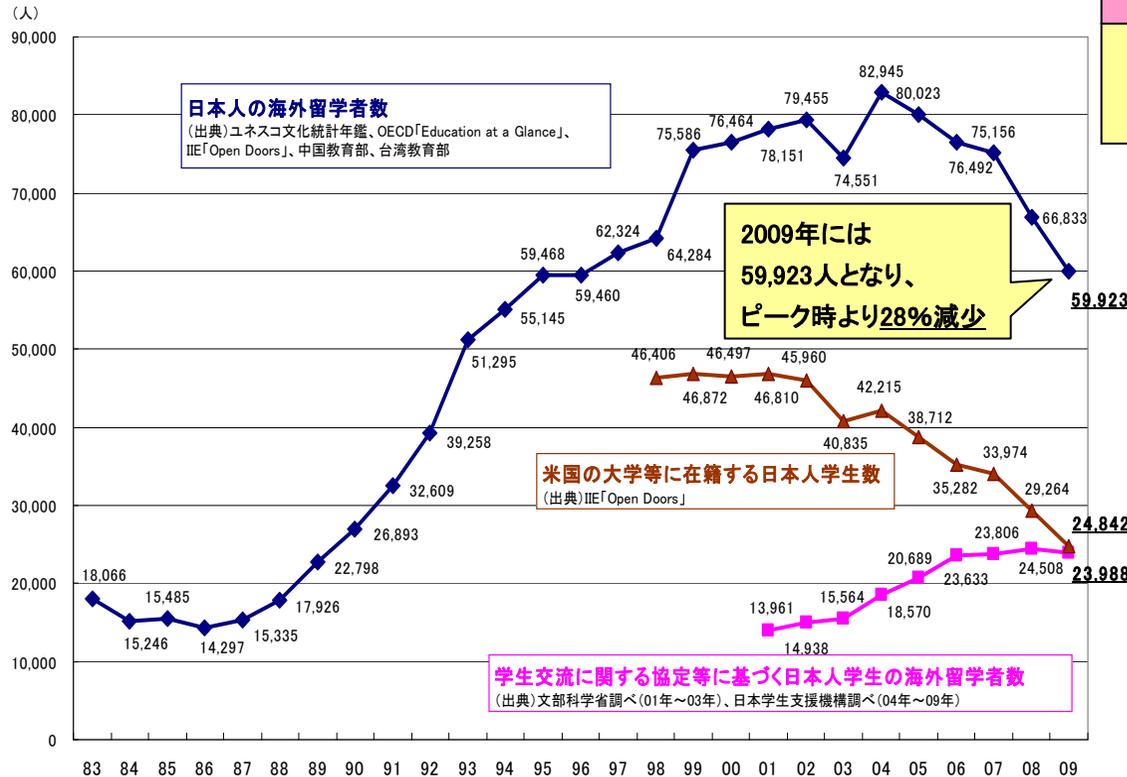


日本人学生の海外留学の状況

検討すべき論点

- ▶ 海外留学する日本人学生数は、2004年の8.3万人をピークに2009年は28%減の6.0万人に減少。米国への留學生数減少が顕著。一方、交流協定による留學生数は増加傾向
- ▶ グローバル人材育成推進会議中間まとめ(平成23年6月)には、国家戦略の一環として「グローバル人材」の育成を大学関係者・団体や企業関係者・経済団体等を一つの社会的な運動として、継続的に取り組む必要があると報告
- ▶ 機構の事業については、留學生交流支援事業(長期派遣・短期派遣)の派遣人数が平成24年度より拡大するなど大学の国際化グローバル人材の育成に対し、機構の事業は大きな役割を担っている

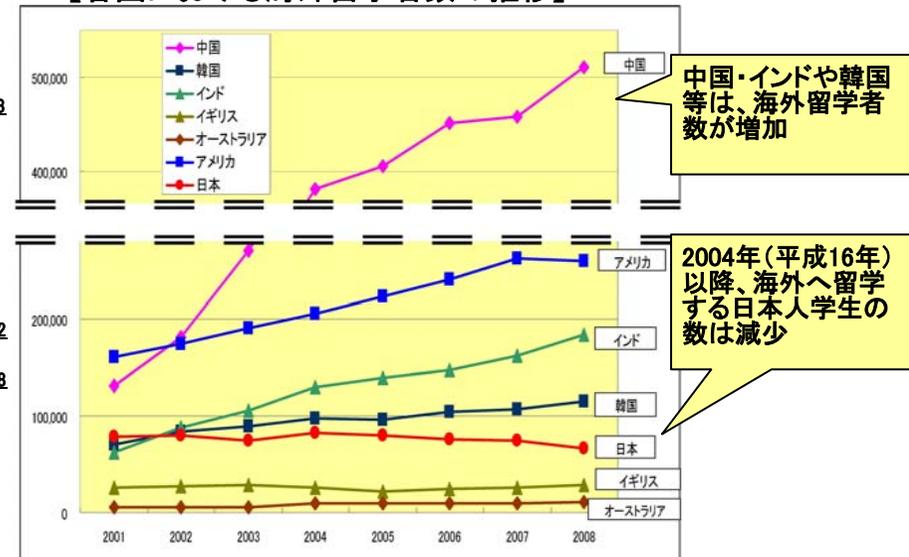
日本人学生の海外留学の現状



留學生交流支援事業(平成24年度)

長期派遣: H23: 100人 → H24: 200人 (100人増)
短期派遣: H23: 760人 → H24: 2,280人 (1,520人増)

【各国における海外留学者数の推移】



出典: OECD「Education at a Glance」、IIE「OPEN DOORS」等

検討すべき論点

- 平成23年度より留学生交流の推進を目的として、3か月未満の学生派遣、学生受入れにかかる制度を新設
- 借り上げ宿舎支援制度について、学習奨励費の受給者を優先し、より質の高い外国人留学生に対する支援を見直し
- 留学生交流の一層の促進を図るための環境を整備

留学生交流支援制度(ショートステイ、ショートビジット)

- 我が国の大学等が実施する3か月未満の学生受入れ、または3か月未満の学生派遣のプログラムの支援により、多様な学生の受入れまたは派遣の機会を提供
- 一回の受入れ・派遣期間が91日を超えないプログラムが対象
- 国際的な視野を有する学生の育成を促進し、学生受入れまたは派遣モデルの一つとする。

支援予定人数

学生受入れ:6,300名 学生派遣:6,300名

※参考:平成23年度採択実績:18,339名(一次募集全体の合計人数)

支援の内容

- (1)奨学金 月額8万円
※平成24年度予算の成立状況により変更となる場合がある。
- (2)奨学金支給月数
1か月支給(受入れ・派遣期間が31日以内の場合)
2か月支給(受入れ・派遣期間が32日以上62日以内の場合)
3か月支給(受入れ・派遣期間が63日以上91日以内の場合)

借り上げ宿舎支援制度(見直し)

- 大学等が留学生に宿舎を提供するために賃貸借契約を原則として1年以上締結し、民間宿舎を借り上げる場合、当該大学等に対し支援金を交付
- 大学等のニーズに沿って留学生のために宿舎を効果的、効率的かつ安定的に確保

事業対象

1. 学習奨励費給付制度により学習奨励費の給付を受ける者
 2. 在留資格「留学」により日本の大学等に在籍する者で、かつ、渡日1年以内または国内から進学し入学後1年以内に居住を開始する者
- 平成23年度より上記1.を優先して採用



事業規模

- 単身用:上限80,000円 世帯用:上限130,000円
- 同一宿舎を対象とする支援は年度内1回限り

私費外国人留学生学習奨励費給付制度の見直し

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」への対応(その1)

検討すべき論点

- 私費外国人留学生学習奨励費事業がこれまでどのような成果を挙げ、日本留学のインセンティブとなっているかを検証する必要がある
- 本制度が、より質の高い外国人留学生に対する支援となるよう、借り上げ宿舎支援制度との連動について検討する

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」による指摘

- 私費外国人留学生学習奨励費事業の成果検証を厳しく行う
- 渡日前の予約採用の拡充を図る
- 留学生借り上げ宿舎支援事業等を統合し、奨学金を中心とした私費外国人留学生等奨励費給付事業として運営する



事業概要

給付内容

大学院レベル: 月額65,000円
学部レベル : 月額48,000円

給付要件(成績評価係数)

大学院レベル : 2.3以上
学部レベル : 2.0以上

採用実績 13,421人(平成23年度)

閣議決定事項に対する対応等

1. 学習奨励費給付制度成果検証委員会による成果の検証

- 本年度中に3回の委員会を開催し、年度内に検証結果を取りまとめ予定
- 来年度の受給者から、卒業生のフォローアップ(進路状況等の追跡調査)を実施予定

2. 大学のグローバル化のための体制整備に関する事業への重点配分

- 平成24年度の「大学のネットワーク形成推進事業」の採択校へ重点的に配分

3. 渡日前の予約枠の新設(大学推薦渡日前入学者枠)

- 渡日前入学許可で大学等に入学し、大学等から成績優秀者として推薦を受けた者を予約者とする新たな制度を平成23年度から採用。23年4月入学者から対象(春入学:560名、秋入学:999名)

4. 借り上げ宿舎支援事業との統合

- 平成23年度から学習奨励費の予約者及び採用者を優先して支援する方法に改め、学習奨励費の推薦時期に併せて募集を実施

留学生宿舎等(国際交流会館等)の設置・運営の廃止

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」への対応(その2)

これまでの経緯

- 事業仕分け(平成22年4月)によって、大学・民間等への売却を進め、平成23年度末までに廃止するとの「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月閣議決定)に基づき、入札を実施
- 未売却の6会館については、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月閣議決定)を踏まえ、中期目標期間終了時までには廃止の進め方について結論を得ることとされた

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」による指摘・具体的取組

- 留学生宿舎等(国際交流会館等)の設置・運営の廃止(平成23年度中に実施)
- 大学・民間等への売却を進め、平成23年度末までに廃止する

未売却の会館に対する検討案

- 引き続き売却努力を継続
- 当面は利用大学の運営へのより主体的な関与を得るなど、効率的な運営を実施



入札の結果

売却した会館

- 仙台第一国際交流会館 → 東北大学
- 仙台第二国際交流会館 → 契約に向けて調整中
- 駒場国際交流会館 → 契約に向けて調整中
- 祖師谷国際交流会館 → 上智大学
- 大阪第一国際交流会館 → 大阪大学・関西大学
- 大阪第二国際交流会館 → 大阪経済大学
- 広島国際交流会館 → 広島修道大学

合計7会館

不落となった会館

- 札幌国際交流会館
- 東京国際交流館
- 金沢国際交流会館
- 兵庫国際交流会館
- 福岡国際交流会館
- 大分国際交流会館

合計6会館

売却にかかる経緯

- 平成22年
- 9月 会館売却に係る文部科学省高等教育局長からの通知
 - 12月 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」閣議決定
- 平成23年
- 4月末 機構ホームページに「国際交流会館等の売却について(お知らせ)」を掲載
 - 7月 入札の告示
 - 9月～ 入札(第1回目)の実施
 - 10月～ 1回目の入札で売却できなかった会館について2回目の入札告示
 - 11月～ 入札(第2回目)の実施
 - 12月～ 国際交流会館等の売却結果(契約を締結した会館)について機構ホームページに掲載、未売却の会館について文部科学省と協議

IV. 学生生活支援事業

検討すべき論点

- 大学等の教職員に対し、学生相談、就職支援、障害学生修学支援その他喫緊の重要課題など各大学等における取組が十分でなく公共上の見地から必要な事業内容に厳選して実施し、大学等の自主的な取組を促す
- 「研修事業については、真に必要な研修会に厳選するとともに研修の有料化を検討する」とした「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月閣議決定)を踏まえ、事業の見直しを図る

平成22年度

研修事業

<学生相談領域>
全国大学保健管理研究集会
学生の心の悩みに関する教職員研修会
メンタルヘルス研究協議会
学生相談インターカーセミナー
<就職・キャリア支援領域>
就職・キャリア支援教職員研修会(基礎コース)
就職・キャリア支援教職員研修会(専門コース)
<留学生修学支援領域>
留学生交流研究協議会
留学生担当職員研修会
<障害学生修学支援 その他喫緊の重要課題領域>
障害学生修学支援教職員研修会
全国学生指導担当教職員研修会
喫緊課題に関する学生支援担当教職員研修会 (学生等の薬物乱用防止のための教職員研修会)

精選

平成23年度

研修事業

<学生相談領域>
メンタルヘルス研究協議会
学生相談インターカーセミナー
<就職・キャリア支援領域>
就職・キャリア支援教職員研修会(基礎コース)
就職・キャリア支援教職員研修会(専門コース)
<留学生修学支援領域>
留学生担当職員研修会
<障害学生修学支援 その他喫緊の重要課題領域>
障害学生修学支援教職員研修会
全国学生指導担当教職員研修会
喫緊課題に関する学生支援担当教職員研修会

精選・
有料化
の検討

学生支援に必要な知識・スキルを
修得し、自校の学生支援の充実に
貢献できる教職員を養成

周知
ついて
理解・
政策課題等に

平成24年度(検討中)

研修事業

<学生相談・メンタルヘルス領域>
学生相談・メンタルヘルス研修会(仮)
<就職・キャリア支援領域>
就職・キャリア支援研修会(仮)
<障害学生支援領域>
障害学生支援研修会(仮)

※学生相談・メンタルヘルス領域を除き各研修会を2コースに分けて実施することを想定

情報提供事業

学生支援喫緊課題研究会(仮称)等

V. その他の取組み

議論のポイント

- ▶奨学金貸与事業については、緊急・応急採用による迅速な奨学金の貸与に加え、返還期限猶予、諸手続きなど弾力的に対応
- ▶留学生支援事業については、電話相談、多国語のホームページによる情報提供などを実施、日本留学試験は特別追試験を実施
- ▶全国就職指導ガイダンスにおいては、震災対応特別ブースを設置
- ▶首相官邸等に対し、空室となっている留学生宿舍を被災者が利用できるよう登録を実施



奨学金貸与事業

- 緊急・応急採用の適用について、プレスリリース、被災地域の学校へ周知、避難所等へのチラシの掲示
- 緊急採用制度につき、貸与始期を家計急変事由発生月まで遡及し、貸与終期を修業年限の終期まで継続可能とするよう改正（業務方法書の改正）
- 被災者直行「壁新聞」に、緊急・応急採用、返還期限猶予等の情報を掲載
- 返還期限猶予について、証明書等の取得に関し、柔軟な対応
- ホームページに災害関係の特設ページを開設し、返還期限猶予・奨学金貸与に係る手続き方法、Q&A等を掲載
- 大学、民間団体等が実施する被災学生等に対する奨学金等の情報提供
- 適格認定の報告時期に関し、被災した学校（26校）に対して柔軟な対応
- 東北3県（宮城・岩手・福島）のラジオ局による返還期限猶予制度・減額返還制度に関するCM放送を実施

留学生支援事業

- 電話相談窓口を設置
- ホームページにおいて、外国人向け情報のリンク集を4ヶ国語により提供
- 被災地域の大学に在籍し、震災による緊急援助採用により国費留学生として採用された者（約1,000名）に対する支給事務を実施
- 経済的困窮に陥った私費留学生に対し、1学期分（4～7月分）の学習奨励費を追加募集
- 被災地の国費留学生の再渡日の際の航空券支給
- 国費外国人留学生制度等の在籍確認、関係書類等の提出期限への弾力的対応
- 日本留学試験実施日に受験できない被災者等を対象に、特別追試験を実施（平成23年7月2日）



学生支援事業

- 全国就職指導ガイダンスにおいて、文部科学省等による震災対応の特別ブースを設置し、震災関連施策等の情報提供及び相談業務を実施
- 研修会（留学生担当職員研修会、メンタルヘルス研究協議会、防災教育と学生ボランティア支援セミナー）において、震災対応等の講演、ディスカッション等を実施

その他

- 被災者の方々の受入れのため、国際交流会館（留学生宿舍）を登録
- 危機管理対策本部を設置し、危機管理対策会議を開催

平成23年度補正予算(第1次)

【外国人留学生宿舎の復旧】 0.6億円

- ・外国人留学生が安全・安心に学ぶことができる環境を確保するため、外国人留学生宿舎の復旧を支援する。

(独)日本学生支援機構仙台第一国際交流会館、東京国際交流館の施設の復旧

【緊急採用奨学金(無利子)の拡充】 35億円

- ・災害により家計が急変した学生が学業を断念することのないよう、緊急採用奨学金の貸与人員枠を拡充する。
- ・緊急採用奨学金約4,700人に増加

(参考)平成23年度当初予算額23億円(約3,900人)



壁面に亀裂が入った
仙台第一国際交流会館

平成23年度補正予算(第3次)

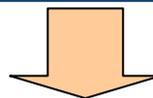
【東日本大震災被災者に対する奨学金貸与及び返還期限猶予処理の実施】 1.8億円

- 東日本大震災への対応として予約採用及び緊急・応急採用等の貸与制度及び被災者に対する返還期限猶予制度の見直しに伴うシステムの開発に係る経費

VI. 独立行政法人改革の動向

独立行政法人改革に関する分科会及びワーキンググループの設置(平成23年9月15日)

- 独立行政法人の制度・組織の見直しに係る検討を行うため、行政刷新会議に「独立行政法人改革に関する分科会」を設置
- 分科会の下に、「第1WG」、「第2WG」及び「第3WG」が設置(文部科学省所管法人は第1WG)



民主党行政改革調査会の設置(平成23年12月14日)

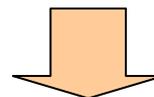
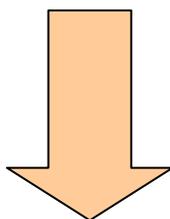
- 平成24年1月19日に開催した行政改革調査会総会において、現在102ある独立行政法人について、統廃合などで4割削減し、65法人とすることなどを提言

独立行政法人改革に関する分科会

- 分科会 第1回(平成23年9月21日)～第11回(平成24年1月13日)まで開催

第1ワーキンググループ

- 第1回(平成23年10月4日)～第10回(平成23年10月26日)まで開催
- JASSOに対するヒアリング等の実施



「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」
(平成24年1月20日閣議決定)

現行制度の問題点

問題点1： 無駄な支出の発生

- 主務大臣や監事による法人のガバナンスが不十分
 - ・非効率な事業の中止・改善等に対し主務大臣の関与に限界
 - ・監事の権限が不明確であり、内部から自律的に無駄を排除する仕組みが不十分
- 運営費交付金の使途が不透明で、非効率な業務運営が発生
 - ・年度ごとの国からの財政資金の使用状況等が不明確
 - ・過剰な利益剰余金が法人に残存

問題点2： 非効率な組織体制

- 行政組織や特殊法人の種々の業務について、検証や整理が不十分なまま独立行政法人に移行
- 様々な分野で様々な態様の業務を行っている法人を一律の制度で措置

問題点3： 実効性に乏しい評価

- 具体的な目標設定がなされておらず、実効性ある評価が困難
- 目標設定を行う主務大臣が評価を行わず一貫性なし。評価について統一的なルールがなく、問題を起こした法人に対しても高い評価

〳
無駄を排除しつつ、
政策実施機能を最大限発揮
〵
今般の独立行政法人改革の実施

改革後の姿

- 法人の内外から業務運営を適正化する仕組みを導入
- 財政規律を抜本的に強化することで、無駄を徹底的に排除

- 法人の内外から無駄な支出の排除を徹底
 - ・不適切な業務運営が明確な場合、主務大臣による是正命令等の必要な措置を導入
 - ・監事の権限強化等による内部ガバナンスを整備。適正な業務運営に係る役員の義務と責任を明確化
- 交付金の透明性を向上させ、予算と実績の乖離を把握しつつ、不適切な支出と法人内部の不要資産を防止

- 法人の統廃合を行い、政策実施機能を強化する組織体制を構築
- 事務・事業の特性を踏まえて類型化等を行い、これに即したガバナンスを整備

- 国の政策実施機能の強化等の観点から、国や民間等の関係も視野に入れて組織をゼロベースで見直し（102法人→65法人）
 - ・廃止（7法人）、民営化等（7法人）のほか、統合により、シナジー効果の発揮や間接部門の合理化、役員の削減等を徹底
- 自主的・自律的に事務・事業を実施する成果目標達成法人と、国と密接に連携しつつ事務・事業を実施する行政執行法人に分類
 - ・成果目標達成法人については、その特性を勘案した業務類型を設け、金融庁検査の導入や、研究評価委員会の設置等を措置

- 主務大臣が目標設定、業務実績評価等を実施する仕組みとし、制度所管府省による統一的な運用を確保
- 中立・公正な第三者機関による国民目線での点検の仕組みを整備

- 主務大臣が一貫した目標設定、業務実績評価等を実施
 - ・目標設定の明確性・客観性や評価の評語・基準等について、制度所管府省が統一的なガイドラインを整備
 - ・中期目標の終了時まで、主務大臣が、業務実績等を踏まえて法人の存廃等について検証し、必要な措置を講じる仕組みを制度化
- 制度所管府省に設置する第三者機関に加え、行政評価・監視の仕組み等を組み合わせ、効果的に業務運営の適正性を点検

【法人の事務・事業の特性に着目した類型化とガバナンスの構築】

新たな法人制度に位置付けられる法人については、その事務・事業の特性を踏まえ、国の関与の在り方の違い等に鑑み、大きく「成果目標達成法人」及び「行政執行法人」に分類する

JASSOは「成果目標達成法人」のうち、「大学連携型」に分類

【成果目標達成法人について】

- 一定の自主的・自律的裁量を有しつつ、計画的な枠組みの下で事務・事業を行うことにより、主務大臣が設定した成果目標を達成することが求められる法人
- 成果目標達成法人は、多種多様な事務・事業を実施しており、その特性に着目し、一定の類型化を行った上で、当該類型に即したガバナンスを構築

【大学連携型とは】

- 大学との連携の下で、大学の運営等を支援する事務・事業を行っている法人類型

【構築すべきガバナンス】

- 有識者による審議機関を設置し、重要事項を審議するほか、業務運営について法人の長に意見を述べるとともに、法人の長の任命に当たっては、主務大臣に意見を述べることとする

各独立行政法人について講ずべき措置

文部科学省

【大学入試センター、日本学生支援機構、大学評価・学位授与機構及び国立大学財務・経営センター】

(日本学生支援機構)

- 日本学生支援機構については、その機能を整理した上で、統合後の法人への統合、事務・事業の他の主体への一部移管等、その具体的な在り方について平成24年夏までに結論を得る
- なお、売却を進めている国際交流会館等のうち、やむを得ない事情により売却が困難なものについては、廃止の進め方について現行中期目標期間終了時まで結論を得る

※上記「統合後の法人」とは大学入試センター及び大学評価・学位授与機構の統合による大学連携型の成果目標達成法人を指す

※また、国立大学財務・経営センターについては廃止し、その業務のうち当面継続されるものについては、統合後の法人に移管することとされている